

那須塩原市ゼロカーボン・コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、那須塩原市ゼロカーボン・コンソーシアムと称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の情報交換や事例提供などの連携を通じて地元事業者による地域の脱炭素化に向けた事業を支援し、もって、2050 サステナブルビジョン那須塩原の1つの柱であるカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現に資すること、またその達成においてネイチャーポジティブやサーキュラーエコノミーの達成にも寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) カーボンニュートラルに関する理解向上及び温室効果ガス排出量削減取組のための活動
- (2) カーボンニュートラルに関するセミナーの開催及び情報発信
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する事業者、団体、学研究機関、金融機関、行政機関等の会員により構成する。ただし、反社会的な活動を行う団体は会員となることはできない。

2 市内に拠点を持たない事業者等の参画は、運営委員会の議決によるものとする。

3 本会に入会しようとするものは、事務局への申し出を行うことにより、加入することができる。

4 本会を退会しようとする会員は、事務局への申し出を行うことにより、退会することができる。

5 会員が本規約に違反したとき、本会の名誉を毀損する行為を行ったとき、その他会員を除名すべき正当な事由があるときは、運営委員会の議決により当該会員を除名することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 主となる活動の場としてテーマの異なるワーキンググループを複数設け、勉強会を実施する。

2 ワーキンググループは、参加を希望する会員によって構成する。

3 各ワーキンググループを牽引するオーナーとなる会員については、運営委員会により議決する。

4 オーナーは、自身が牽引するワーキンググループにおいて勉強会の企画、運営及び参加企業の支援を行う。

5 会員から新たなワーキンググループの設置、既存ワーキンググループのテーマ変更等の要望を受けた際には、運営委員会により議決する。

(定例フォーラム)

第6条 市内全事業者と会員を対象とした定例フォーラムを開催する。

2 定例フォーラムは、市内事業者に向けた脱炭素経営に関する情報発信及び普及活動並びにワーキンググループの成果報告を行う。

3 定例フォーラムの企画、運営は、事務局と運営委員会により実施する。

(運営委員会)

第7条 第3条に定める取組を円滑に推進するため運営委員会を設け、必要な事項について議決する。

2 運営委員会は、ワーキンググループのオーナー、学術研究機関、市にて構成する。

3 運営委員会は、国、地方公共団体等のオブザーバーを置くことができる。

4 運営委員会は、事務局の招集により開催することとし、以下の各号の役割を担う。

- (1) 各ワーキンググループの活動方針に関する意見交換
- (2) ワーキンググループ創設に関する合議
- (3) 定例フォーラムのプログラムに関する協議

(事務局)

第8条 事務局は、那須塩原市環境戦略部 カーボンニュートラル課 に置く。

2 事務局は、以下の各号の事務を行う。

- (1) 情報管理 全会員情報の管理及び各種連絡
- (2) 費用管理 外部講師への謝金及び旅費の支払い
- (3) 各種開催準備 会場確保、定例フォーラム登壇講師との調整及び運営委員会の招集、進行

(活動年度)

第9条 本会の活動を計画、実施する期間として、毎年4月1日から翌年の3月末日までを活動年度とする。

(秘密情報の保持及び管理)

第10条 秘密情報（本会の活動を通じて会員及び事務局（以下「会員等」という。）が入手した情報のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）は、事務局が管理責任者となる。

- (1) 個人情報
- (2) 開示者が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 会員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 会員等が知り得た後、会員等の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

3 秘密情報は、第2条の目的以外に使用してはならない。

4 会員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、開示者の同意を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合は、事務局は、運営委員会での協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 第1項から前項までの規定は、会員が退会、又は本会が解散した後も効力を有するものとする。

(活動報告)

第11条 会員が外部にコンソーシアムの活動を報告する場合は、事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。ただし、コンソーシアムが活動のPR及び広く活動を公表する場合は、この限りではない。

(知的財産権等の帰属)

第12条 会員の本会の活動において新たに発生した特許権、著作権等の知的財産権及びその他運営委員会が重要と認める権利の帰属については、運営委員会と協議の上決定し、会全体に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会での協議を経て、定例フォーラムにおいて報告する。

附則

- 1 この規約は、令和7年1月17日から施行する。
- 2 本会の設立当初の活動年度は、第9条の規定にかかわらず、設立日から令和7年3月31日までとする。